

地下水の利用状況等にかかる要件（土壌汚染対策法施行規則第30条）に関する概要

	飲用井戸の種類	概要	届出、認可等	構造等の確認	定期的な水質検査
①	人の飲用に供する井戸	②、③以外の飲用井戸	不要	-	<p>飲用井戸を所管する大阪府下の自治体ごとに指導要領が作成されている。</p> <p><参考：大阪府飲用井戸等衛生管理指導要領></p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用を開始する前に、水質基準項目について実施。 ・1年以内ごとに1回の定期の検査では、周辺の水質検査結果等から判断して必要となる項目について水質検査を実施。
②	水道事業 (水道法第3条第2項)	<u>一般の需要に応じ水を供給する事業。ただし、計画給水人口100人以下を除く。</u>	厚生労働大臣又は知事の認可を受けなければならない。 原則として市町村が経営。	<p>事業計画書・工事設計書・図面等を提出しなければならない。</p> <p><工事設計書（法第7条第5項）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一日最大給水量及び一日平均給水量 ・水源の種類及び取水地点 ・<u>水源の水量の概算（地質柱状図を含む。）及び水質試験の結果</u> ・<u>水道施設の位置（標高及び水位を含む。）</u>、規模及び構造 ・浄水方法 ・配水管における最大静水圧及び最小動水圧 ・工事の着手及び完了の予定年月日 ・その他厚生労働省令で定める事項 	<p>■浄水</p> <p><水質検査（法第20条）> 原則おおむね三ヶ月に1回以上検査。 一定の基準を満たせば、過去3年間における検査結果により、おおむね一年に1回以上又は三年に1回以上とすることができる。</p> <p>■原水</p> <p><厚生労働省通知（平成15年10月10日健水発第1010001号）> 少なくとも毎年1回は検査。</p>
	水道用水供給事業 (水道法第3条第4項)	<u>水道により水道事業者に水道用水を供給する事業</u> 例) 大阪広域水道企業団 泉北水道企業団	厚生労働大臣又は知事の認可を受けなければならない。	<p>事業計画書・工事設計書・図面等を提出しなければならない。</p> <p><工事設計書（法第27条第5項）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一日最大給水量及び一日平均給水量 ・水源の種類及び取水地点 ・<u>水源の水量の概算（地質柱状図を含む。）及び水質試験の結果</u> ・<u>水道施設の位置（標高及び水位を含む。）</u>、規模及び構造 ・浄水方法 ・工事の着手及び完了の予定年月日 ・その他厚生労働省令で定める事項 	
	専用水道 (水道法第3条第6項)	<u>自家用の水道で、次のいずれかに該当するもの（※2）</u> ・給水人口が101人以上のもの ・人の飲用等生活に供する水量が1日最大給水量が20m ³ を超えるもの <平成25年度の状況> 専用水道の数・・・府内395 (うち、自己水源のみ53)	都道府県知事又は市長の確認を受けなければならない。 (一部町へ移譲)	<p>工事設計書・図面等を提出しなければならない。</p> <p><工事設計書（法第33条第4項）></p> <ul style="list-style-type: none"> ・一日最大給水量及び一日平均給水量 ・水源の種類及び取水地点 ・<u>水源の水量の概算（地質柱状図を含む。）及び水質試験の結果</u> ・水道施設の概要 ・<u>水道施設の位置（標高及び水位を含む。）</u>、規模及び構造 ・浄水方法 ・工事の着手及び完了の予定年月日 ・その他厚生労働省令で定める事項 	
③	災害時協力井戸	<u>災害時に生活用水を確保するため、住民が所管する既存井戸の水をボランティアとして提供することを目的に登録申出のあった井戸。</u> 大阪府では、「災害時において、井戸水を生活用水（飲用を除く）として府民に提供できる井戸」が登録されている。 <平成26年度末の状況> ・災害時協力井戸登録数・・・1483	府又は市への登録申出	-	-